平成２２年（フ）第４７６号
広島市安佐南区大町西２丁目38番６―405号
債務者　望月八千代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８９号
広島市安佐南区高取北４丁目20番29号
債務者　田川　勝馬
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０８号
広島市中区江波東１丁目12番32―403号
債務者　新田　孝之
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０号
大分県佐伯市弥生大字井崎1788番地　木ノ瀬団地３棟202
債務者　高司　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
大分県佐伯市鶴岡町１丁目９番34号　清田コーポ
債務者　河合　節子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目24番地１市住4122号
債務者　田之上のり子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５１号
鹿児島県いちき串木野市大里2690番地２
債務者　宇都　弘喜
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目11番21号
債務者　山下　隼人
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目14番10号かわじハイツ103号
債務者　田淵日出喜
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目14番７号
債務者　浜田　眞弓
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市犬迫町588番地
債務者　福村みどり
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿児島市西陵３丁目11番１号
債務者　相原美由起
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目37番20―41号ダイヤハイツ玉里Ｂ棟
債務者　松元　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
鹿児島県鹿児島市西佐多町4253番地32
債務者　勝　　智美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１号
鹿児島県薩摩川内市下甑町手打1284番地
債務者　松田　利文
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県曽於市末吉町二之方6382番地
債務者　三枝亜矢子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目19番１号　サンシャイン寿107号室、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町南方2370番地５
債務者　立石美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本1596番地
債務者　平瀬戸伸一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係